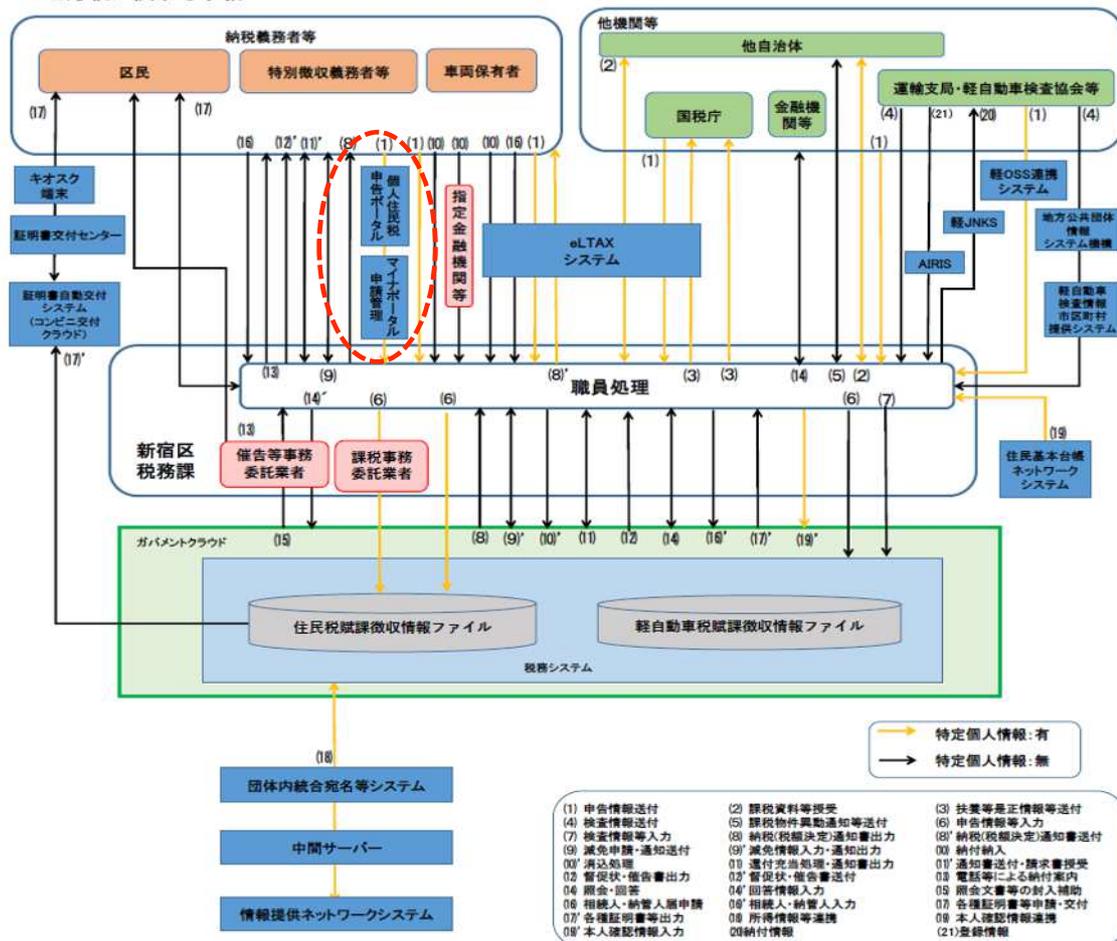


# 変更箇所一覧

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>基本情報</b>			
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム			
<b>システム12</b>			
システム12			
システムの名称	個人住民税申告ポータル		
システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能		
他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (マイナポータル申請管理)	7	新システムの利用開始により追記
<b>システム13</b>			
システム13			
システムの名称	マイナポータル申請管理		
システムの機能	<b>[地方公共団体向け機能]</b> 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能		
他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (個人住民税申告ポータル)	7	新システムの利用開始により追記
<b>(別添1) 事務の内容</b>			
(令和7年1月から)			
		9, 43	新システムの利用開始により追記
<p>地方税に関する事務</p> <p>納税義務者等</p> <p>区民</p> <p>特別徴収義務者等</p> <p>車両所有者</p> <p>他機関等</p> <p>他自治体</p> <p>国税庁</p> <p>金融機関等</p> <p>運輸支局・軽自動車検査協会等</p> <p>eLTAXシステム</p> <p>指定金融機関等</p> <p>個人住民税申告ポータル</p> <p>マイナポータル申請管理</p> <p>軽OSS連携システム</p> <p>軽JNKKS</p> <p>AIRIS</p> <p>地方公共団体情報システム機構</p> <p>軽自動車検査情報市町村提供システム</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>職員処理</p> <p>催告等事務委託業者</p> <p>課税事務委託業者</p> <p>住民税賦課徴収情報ファイル</p> <p>軽自動車税賦課徴収情報ファイル</p> <p>税務システム</p> <p>新宿区税務課</p> <p>団体内統合宛名等システム</p> <p>中間サーバー</p> <p>情報提供ネットワークシステム</p> <p>キオスク端末</p> <p>証明書交付センター</p> <p>証明書自動交付システム(コンビニ交付クラウド)</p>			
<p>01 申告情報送付</p> <p>02 課税資料等授受</p> <p>03 扶養等修正情報等送付</p> <p>04 検査情報送付</p> <p>05 課税物件異動通知等送付</p> <p>06 申告情報等入力</p> <p>07 検査情報等入力</p> <p>08 納税(税額決定)通知書出力</p> <p>09 減免申請・通知送付</p> <p>10 納税(税額決定)通知書送付</p> <p>11 減免申請入力・通知出力</p> <p>12 通知書出力</p> <p>13 滞込処理</p> <p>14 還付充当処理・通知書出力</p> <p>15 通知書送付・請求書授受</p> <p>16 督促状・催告書出力</p> <p>17 督促状・催告書送付</p> <p>18 電話等による納付案内</p> <p>19 照会・回答</p> <p>20 照会文書等の射入補助</p> <p>21 各種証明書等申請・交付</p> <p>22 相続人・納管人届申請</p> <p>23 各種証明書等出力</p> <p>24 本人確認情報連携</p> <p>25 本人確認情報入力</p> <p>26 相続人・納管人入力</p> <p>27 所得情報等連携</p> <p>28 納付情報</p> <p>29 登録情報</p>			

(令和8年2月から)

地方税に関する事務



9, 45

新システムの利用開始により追記



変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

1. 特定個人情報ファイル名			
(2) 軽自動車税賦課徴収情報ファイル			
2. 基本情報			
記録される項目	[ 100項目以上 ]	< 選択肢 > 1) 10項目未満                      2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満      4) 100項目以上	
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に特定するために保有 ・5情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報 軽自動車税(種別割)額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有	20	評価書の様式 変更に伴う変更

## 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

#### リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出の窓口において、地方税法、新宿区特別区税条例、同施行規則等に従い申告内容等や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・申告書等の内容をシステムへ入力後、申告書等とシステムの入力内容を照合し、複数人で確認を行う。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本情報に基づいて新宿区の課税対象者と合致するかを確認している。 ・地方公共団体情報システム機構からの入手は、番号法第14条第2項において、「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは...機構に対して機構保存本人確認情報の提供を求めることができる」と規定されており、事務処理に必要な者以外の情報は入手できない。 ・国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第325条及び番号法第19条第10号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、国税連携システムを介して入手する場合を含め、法令で定める場合以外の入手を行わない。 ・地方税ポータルセンターでは、申告書の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者の暗証番号を取得しなければならない。利用届出の提出や申告データ等を送信する際に、電子証明書によって電子署名を行う。電子証明書を使用して電子署名を行うことにより、なりすまし(第三者が利用者のふりをして申請すること)を防ぐことができる。 また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、eLTAXから提出先自治体の審査システムの審査サーバーへ配信されるようにシステムで制御している。 ・他自治体に課税権があることが判明した場合は、速やかに他自治体に回送する。 ・マイナポータル申請管理では、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	26	新システムの利用開始により追記
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・法令等により手続きに必要な事項を規定した様式を示す。 ・必要な情報のみ記載してもらうよう、届出書の記載例を掲示している。 ・申告書及び添付書類に記載された情報以外は入力しない。 ・システムの入力画面においては税務事務と関連しない項目を登録することができない。 ・他団体からの申告情報等の入手については、あらかじめ定められた情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・地方公共団体情報システム機構からは、決められた必要な情報しか提供を受けないようにシステムで制御している。 ・eLTAXでは、地方税の賦課徴収に必要な情報以外入手することはできない。 ・個人住民税申告ポータルでは、住民が画面の誘導に従い申請フォームに必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	26	新システムの利用開始により追記

#### リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・申告書等の様式に各申告書等の題名を明示し、申告等を行う者が使用目的を認識することができるようにしている。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構、国税庁等は使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。 ・eLTAXホームページ上で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にしている。また、上記のとおり、利用者ID及び暗証番号がシステムに登録されている利用者しかeLTAXを利用することができない。これらによって利用者に、eLTAXで受付した情報が、地方税事務のために使用されることを明示している。 ・国税連携データ受信サーバーには、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。 ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	26	新システムの利用開始により追記
--------------	---	----	-----------------



7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

物理的対策	<p style="text-align: center;">&lt; 選択肢 &gt;</p> <p>[ 十分に行っている ] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>		
具体的な対策の内容	<p>&lt; 当区における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー及びネットワーク機器の設置室(以下「セキュリティ区域」という。)に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外の者を入室させない。</li> <li>・セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。</li> <li>・セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。</li> <li>・セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。</li> <li>・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。</li> <li>・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。</li> <li>・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。</li> <li>・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、鍵の管理を徹底する。</li> <li>・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> </ul> <p>[ コンビニ証明書発行についての対策 ]</p> <p>&lt; コンビニ交付クラウドにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入室許可を受けた者以外の立ち入りができない。</li> <li>・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。</li> <li>・無停電電源装置や自家発電装置等を設置している。</li> <li>・災害に強い立地条件を満たし、建物全体が免震構造を備えている。</li> </ul> <p>&lt; 地方公共団体情報システム機構における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付センター内の広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。</li> </ul> <p>&lt; コンビニ事業者等における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キオスク端末は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。</li> </ul> <p>&lt; ガバメントクラウドにおける措置 &gt;</p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。。</p>	34	文言の修正

変更または追記した箇所		ページ	事由等
技術的対策	<p style="text-align: center;">&lt; 選択肢 &gt;</p> <p>[ 十分に行っている ] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>		
具体的な対策の内容	<p>&lt; 当区における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新宿区情報セキュリティ対策基準に基づき、コンピュータウイルスの対策のためのソフトウェアを導入し、ウイルスをチェックするウイルスパターンファイルを定期的に更新する。</li> <li>・振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じる。</li> <li>・ネットワークを通じて悪意をもった第三者が侵入しないよう、UTM(ファイアウォールを含めた複数のセキュリティ機能が統合された機器)設置している。</li> <li>・税務システムを利用できる職員をあらかじめ特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、アクセスログを記録する。アクセスログの記録は7年間保存する。</li> </ul> <p>(eLTAX)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・eLTAXシステム等、外部接続のシステムには、ファイアウォールを設置している。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>[ コンビニ証明書発行についての対策 ]</p> <p>&lt; コンビニ交付クラウドにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</li> <li>・コンビニ交付サーバーには直接アクセスできないようになっており、不正アクセス防止サーバーを経由してアクセスをしている。不正ログイン防止のため、システムログイン時のパスワード管理、アクセスログによる監視を行っている。</li> </ul> <p>&lt; 地方公共団体情報システム機構における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付センターと区の証明書自動交付システムとの間は行政専用のネットワーク(LGWAN)回線で、同センターとコンビニ事業者等のECセンターとの間は専用回線でそれぞれ接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。</li> <li>・上記の回線におけるデータ通信は、SSL通信により通信内容の暗号化を実施している。</li> </ul> <p>&lt; コンビニ事業者等における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ECセンターとキオスク端末との間は専用回線で接続し、閉域性を確保することで第三者からのアクセスを排除している。</li> <li>・キオスク端末から証明書が交付された後は、同データは速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。</li> <li>・パスワードにより、端末保守員以外の者が端末のプログラムにアクセスすることを排除する。</li> </ul> <p>&lt; ガバメントクラウドにおける措置 &gt;</p> <p>国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビリティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>&lt; マイナポータル申請管理における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</li> </ul>	35	新システムの利用開始により追記

リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク

消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	36	新システムの利用開始により追記
手順の内容	<当区における措置> ・保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。 ・保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。 ・保存年限の過ぎた電子媒体の特定個人情報については、そのデータを消去し、電子媒体が壊れた場合は、データが復元できないようにその媒体自体を毀損して、廃棄する。  <ガバメントクラウドにおける措置> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。  <マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。		